

国保への加入脱退の届け出を忘れずに！

問 住 民 課
☎823-9206
☎823-9627

次のような場合、国保加入の届け出が必要です

- ・他の市町村から転入したとき
- ・職場の健康保険の適用を受けなくなったとき
- ・家族の職場の健康保険などの被扶養者からはずれたときなど

届出が遅れると…

- ・保険税は、国保の資格を取得した日（転入した日や職場の健康保険をやめた日）から発生します。加入の届け出をしたときからではありませんので注意してください。
- ・保険証がないため、その間の医療費はいったん全額自己負担となります。

次のような場合、国保脱退の届け出が必要です

- ・他の市町村に転出するとき
- ・職場の健康保険の適用を受けるようになったとき
- ・家族の職場の健康保険などの被扶養者になったとき など

届出が遅れると…

- ・保険税を正しく計算することができないため、本来納付する必要のない保険税を二重に支払ってしまうことがあります。
- ・本来国保の資格が無いのに、誤って国保の保険証で医療を受ける

受けた場合には、国保が負担した医療費をあてて返さなければならぬ場合があります。



「広島県国民健康保険」イメージキャラクター “コッピー”

下水道事業受益者負担金

問 上 下 水 道 課
☎823-9214
☎823-9839

8月は一括納付・分割納付第1期分の納付の月です。

・今年度に賦課対象区域になった人

下水道事業受益者負担金は、一括で納める方法と分割で納める方法があり、一括で納めると報奨金が交付されます。報奨金を差し引いた一括納付用の納付書と分割納付用の納付書を同時に7月下旬に送付しましたので、いずれかを選んで、納期限（9月2日（月））までに納付してください。

・昨年度以前に賦課対象区域になった人

分割納付用の納付書を7月下旬に送付しましたので、納期限（9月2日（月））までに納付してください。

家計調査にご協力を

問 広島県総務局統計課
☎513-2534

家計調査は、全国約9千世帯を対象に毎月の家計の収入・支出、貯蓄、負債などを調査しています。無作為に選定された調査世帯に毎日のすべての収入と支出を家計簿に記入していただきます。

調査の結果は国や地方公共団体のほか、民間企業などで個人消費の基礎資料として広く利用されます。

広島県知事が任命した家計調査員が、大正町の一部地域の世帯を訪問します。調査へのご理解、ご協力をお願いします。

防災に関するチラシ、リーフレットの配布について

問 防 災 課
☎823-9208
☎823-7927

いつ起こるか分からない災害による被害を最小限にとどめるには、日頃からの備えが必要不可欠です。ハザードマップによる危険箇所・避難経路の確認、情報を入手するための手段の確保、家庭による備蓄の推進など、できることから始めてみましょう。詳しくは、折込チラシを確認してください。

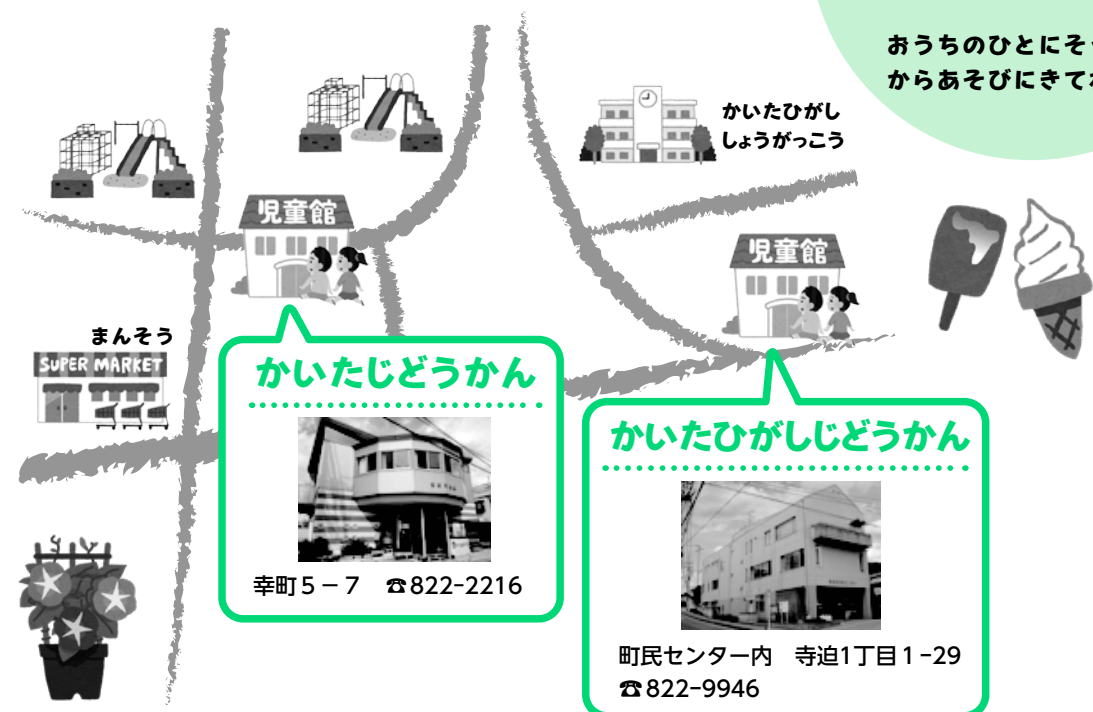
あそびにおいでよ! じどうかんへ

児童館は、放課後や土曜日・夏休みなどに、小学生があそびに来るところです。友だちとあそんだり、勉強したり、本を読んだり、楽しいことを自分でみつけて過ごします。夏休みはいろいろな行事があるのであそびに来てください。

海田児童館 ☎822-2216
海田東児童館 ☎822-9946

★あいているじかんは
げつようび～どようび
9じ～12じ、1じから5じ
★おやすみは
にちようび、しゅくじつ
ねんまつねんし

おうちのひとにそうだんして
からあそびにきてね!!



ひとり親家庭の方へ

こども課 ☎823-9227 ☎823-9627

ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として「児童扶養手当」を支給しています。次のいずれかにあてはまる児童を養育しているひとり親家庭などの母、父または養育者（祖父母など）に、支給されます。

対象となる児童◆18歳到達以後最初の年度末までの間の児童（児童に中度以上の障がいがある場合は20歳未満）で、次のいずれかの状態にある児童

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡または生死不明である児童
- ・父または母が重度の障がいを有する児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童

支給額◆（月額）
児童1人の場合…42,910円～10,120円
児童2人の場合…上記金額に10,140円～5,070円加算
児童3人目以降（1人につき）…上記金額に6,080円～3,040円加算

※所得制限があるため、受給者または同居の扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は一部または全部が支給されません。
※公的年金を受けられる場合でも、年金額が児童扶養手当額より少ない場合その差額が支給されます。
※すでに受給している人は、8月に現況届を提出する必要があります。該当者には7月末に書類を送付していますので、8月中に手続きをしてください。
※また、受給している人のうち、未婚のひとり親の人には今年度のみ給付金（17,500円）が支給されます。現況届提出時に申し出てください。